



2015年9月7日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦 1-1-1
代表者名 代表執行役社長 室町 正志
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

臨時株主総会の開催等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会の開催につき下記1. のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

今回の会計処理の問題により、株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をお掛けいたしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 臨時株主総会の開催について

- (1) 開催日時 2015年9月30日(水曜日) 午前10時
- (2) 開催場所 千葉市美浜区中瀬二丁目1番 幕張メッセ 国際展示場7・8ホール
- (3) 目的事項

【報告事項】

- ①当社の不適切会計問題及び過年度決算訂正に関するご報告の件
- ②第176期(自2014年4月1日至2015年3月31日)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件
- ③訂正後の第175期(自2013年4月1日至2014年3月31日)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件
- ④訂正後の第174期(自2012年4月1日至2013年3月31日)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件
- ⑤訂正後の第173期(自2011年4月1日至2012年3月31日)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件

- ⑥訂正後の第172期（自2010年4月1日至2011年3月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件
- ⑦訂正後の第171期（自2009年4月1日至2010年3月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件

【決議事項】

＜会社提案＞

第1号議案 定款変更の件

第2号議案 取締役11名選任の件

＜株主提案＞

第3号議案 不適切会計（*1）についての情報の開示に関する定款変更の件

（*1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第4号議案 不適切会計（*1）の調査に関する情報の開示に関する定款変更の件

（*1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第5号議案 不適切会計（*1）に関する特別調査委員会による調査についての情報の開示に関する定款変更の件

（*1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第6号議案 不適切会計（*1）に関する調査結果の開示に関する定款変更の件

（*1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第7号議案 不適切会計（*1）問題によって生じた損害についての情報の開示に関する定款変更の件

（*1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第8号議案 不適切会計（*1）問題に関する取締役、執行役の情報の開示に関する定款変更の件

（*1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第9号議案 不適切会計（*1）問題に関する取締役、執行役の処分内容の開示に関する定款変更の件

（*1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第10号議案 不適切会計（*1）問題によって生じた損害の賠償請求に関する定款変更の件

（*1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第11号議案 不適切会計（*1）問題の調査に関する定款変更の件

（*1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第12号議案 不適切会計（*1）問題に関する取締役会、監査委員会の議事録の開示に関する定款変更の件

（*1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第 13 号議案 不適切会計（* 1）問題に関する社員（取締役、執行役を除く）の情報
の開示に関する定款変更の件

（* 1）2015 年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第 14 号議案 不適切会計（* 1）問題によって損害を被った株主、元株主に対する
賠償に関する定款変更の件

（* 1）2015 年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第 15 号議案 株主総会における議決権行使に関する定款変更の件

第 16 号議案 取締役選任の件

(4) 臨時株主総会における議決権行使の基準日

2015 年 6 月 30 日（火曜日）。

2. 定款変更の件について

社外取締役が取締役会議長になることを可能とするため、現行定款第 23 条を変更する
ものです。また、適切な人財の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう
にするため、業務執行を行わない取締役との間においても責任限定契約を締結できるよう
に、現行定款第 25 条を変更するものです。

3. 取締役 11 名選任の件について

取締役候補者を決定するにあたり、経営刷新委員会のご提言も踏まえ、①第 176 期定
時株主総会でご選任いただいた取締役は 16 名でしたが、取締役の規模人数を 11 名に減
員し、②社外取締役の比率を過半数に引き上げ、③取締役の専門性に配慮した取締役会
構成を確保することにいたしました。とりわけ、今回の不適切会計処理につきましては、
経営者が不適切な会計処理に関与した際に内部統制機能が働かなかったこと、「執行に対
する監視・監督」機能の中心である会計監査、違適法性監査が不十分であったことを省
み、経営者としての知見、財務的知見、法律的知見を有する社外取締役を選任し、取締
役会の多様化を図ることといたしました。

取締役候補者は次のとおりです。

| | | | |
|-------------|------|---|-----------------------|
| 社内取締役 | 室町正志 | 現 | 取締役会長 代表執行役社長 |
| 社内取締役 | 牛尾文昭 | 現 | 代表執行役上席常務 |
| 社内取締役 | 平田政善 | 現 | 代表執行役上席常務 |
| 社内取締役 | 綱川智 | 現 | 執行役上席常務 |
| 社外取締役 | 伊丹敬之 | 現 | 社外取締役 |
| 非業務執行取締役(注) | 野田晃子 | 現 | 公認会計士 |
| 社外取締役 | 池田弘一 | 現 | アサヒグループホールディングス(株)相談役 |
| 社外取締役 | 古田佑紀 | 現 | 弁護士 |

| | | |
|-------|------|--------------------------|
| 社外取締役 | 小林喜光 | 現 (株)三菱ケミカルホールディングス取締役会長 |
| 社外取締役 | 佐藤良二 | 現 公認会計士 |
| 社外取締役 | 前田新造 | 現 (株)資生堂相談役 |

注：野田晃子氏は1961年3月から1963年8月まで当社の使用人であったことがありますが、当社の使用人でなくなってから50年超を経過しており、本年5月1日に施行された改正会社法における社外取締役の要件を満たすため、当社としては、実質的な社外取締役候補者として位置付けております。ただし、改正会社法の経過措置により、同氏は、来年6月に開催を予定しております定時株主総会終結の時までの間に限っては、会社法上の社外取締役に該当しないこととなるため、その間、非業務執行の取締役として社外取締役と同様の職責を担っていただくことを予定しております。

第1号議案及び第2号議案が可決された場合、取締役会議長、委員会の構成等については以下の予定です。2. の定款変更に伴い、取締役会議長は社外取締役である前田新造氏に就任いただき、取締役会における議論の活性化を図ります。また、監査委員会については、これまで監査委員会の委員長を務めた学者の伊丹敬之氏に加え、経理・財務に知見のある公認会計士の野田晃子氏、佐藤良二氏の2名及び法律の専門家である古田佑紀氏を候補者といたしました。なお、これらの取締役会議長、委員会の構成等については、臨時株主総会の終結後最初に招集される取締役会で正式に決定されることとなります。

取締役会議長：前田新造

指名委員会：小林喜光（委員長）、伊丹敬之、池田弘一、佐藤良二、前田新造

監査委員会：佐藤良二（委員長）、野田晃子、伊丹敬之、古田佑紀

報酬委員会：古田佑紀（委員長）、野田晃子、池田弘一、小林喜光、前田新造

以 上